



島根県報

平成31年4月26日（金）

号外第61号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（総 務 課） 4

公布された条例等のあらまし

◇元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第27号）

1 条例の概要

次に掲げる条例の規定の整理

- (1) 使用料、手数料等の額の改定等に関する条例
- (2) 職員の退職手当に関する条例
- (3) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年改正条例）
- (4) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年改正条例）
- (5) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (6) 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例
- (7) 島根県手数料条例の一部を改正する条例
- (8) 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例
- (9) 島根県県税条例
- (10) 島根県水と緑の森づくり税条例
- (11) 島根県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年改正条例）
- (12) 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例
- (13) 島根県県税条例等の一部を改正する条例（平成31年改正条例）
- (14) 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (15) 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (16) 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (17) 島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (18) 島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (19) 島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (20) 島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (21) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (22) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
- (23) 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
- (24) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- (25) 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年改正条例）
- (26) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年改正条例）
- (27) 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年改正条例）
- (28) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年改正条例）
- (29) 島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例
- (30) 島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例
- (31) 島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (32) 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

2 施行期日

元号を改める政令の施行の日から施行することとした。

元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成31年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第27号

元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(使用料、手数料等の額の改定等に関する条例の一部改正)

第 1 条 使用料、手数料等の額の改定等に関する条例（平成31年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項中「平成31年10月 1 日」を「令和元年10月 1 日」に改める。

附則第 2 項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第24項中「平成34年 3 月31日」を「令和 4 年 3 月31日」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「平成32年 3 月31日」を「令和 2 年 3 月31日」に改める。

第 4 条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 項の前の見出し及び附則第11項中「平成32年 3 月31日」を「令和 2 年 3 月31日」に改める。

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第5条 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成31年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正）

第6条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成31年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

（島根県手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 島根県手数料条例の一部を改正する条例（平成31年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則中「同年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

（特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部改正）

第8条 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（島根県県税条例の一部改正）

第9条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第14項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第19項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第23項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第25項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

（島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正）

第10条 島根県水と緑の森づくり税条例（平成16年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第4条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 島根県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち島根県県税条例附則第19項第1号の改正規定中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同項第2号及び第3号の改正規定中「には平成31年度分」を「には令和元年度分」に、「同年10月1日」を「令和元年10月1日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

第2条のうち島根県県税条例附則第20項を附則第21項とし、同項の前に2項を加える改正規定中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「同年9月30日」を「令和元年9月30日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第7項中「平成31年度分の」を「令和元年度分の」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分まで」を「令和元年度分まで」に改める。

附則第8項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年島根県条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

(島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 島根県県税条例等の一部を改正する条例（平成31年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち島根県県税条例附則第18項に1号を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1項第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同項第3号中「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第4項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第5項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

（島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第14条 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第10項から第12項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第15条 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第16項から第18項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に

改める。

(島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第16条 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第68号)の一部を次のように改正する。

附則第6項から第8項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第17条 島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第69号)の一部を次のように改正する。

附則第7項から第9項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第18条 島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第70号)の一部を次のように改正する。

附則第6項から第10項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第19条 島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第71号)の一部を次のように改正する。

附則第9項から第12項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部

改正)

第20条 島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(平成30年島根県条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第2項から第8項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第21条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指

定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第22条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指

定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年島根県条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第23条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する

基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年島根県条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改

正)

第24条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第25条 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第26条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第27条 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第8項の前の見出し及び附則第10項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第28条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第8項の前の見出し及び附則第10項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例の一部改正）

第29条 島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例（平成31年島根県条例第18

号)の一部を次のように改正する。

附則中「同年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例の一部改正)

第30条 島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例(平成31年島根県条例第14号)

の一部を次のように改正する。

附則中「同年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第31条 島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条

例の一部を改正する条例(平成31年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第32条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平

成28年島根県条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。